

裁 決 書

市 [redacted]

審査請求人 [redacted]

市 [redacted]

審査請求人代理人 [redacted]

処分庁 [redacted] 福祉事務所長

審査請求人から平成29年11月20日付けで提起された審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本審査請求については、これを認容します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁 [redacted] 福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護を申請し、同日付けで保護が開始された。
- (2) 平成29年8月17日、請求人は、8月21日付けで株式会社 [redacted] に転職する旨記載した就労届書を処分庁へ提出した。
- (3) 平成29年10月、処分庁は、請求人の転職による稼働収入の増額及び請求人の次女の障害年金の受給開始により、請求人世帯の収入が大幅に増加したため、生活保護の要否について判定を行った。その結果、収入が最低生活費を上回ると判断した。
- (4) 平成29年10月19日、処分庁は、請求人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定により生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、本件処分の取消しを求めています。



(1) 保護廃止理由が、働きによる収入の増加・取得のためとしているが、請求人の就労形態は、パートタイム雇用であるため、確実な生活安定が約束されたものではない。就労は、平成 29 年 8 月 21 日から始め、最初の給料日は同年 9 月 25 日であった。この 1 か月分の給与額をもつての保護廃止は早急である。

(2) 請求人のパートタイム先で、社会保険・雇用保険に加入をしたため、廃止決定時より手取り額が減少している。

(3) 請求人の次女は障害年金を受給しているが、次女もパートタイム雇用であり、確実な生活安定が約束されているわけではない。

担当ケースワーカーは、半年ごとに支給される交通費を必要経費として認めず、収入とみなしている。さらに現状賞与は、月ごとに分割されて、上乘せされて収入認定されているが、賞与であるため、支給されない場合や減額される場合がある。そのため、継続的に安定した収入があるとは言い難い状況である。

3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求の棄却を求めています。

(1) 本件処分は、請求人の稼働により収入が増加したこと及び請求人の次女が障害年金を受給開始したことにより、請求人世帯の収入が増加したことによるものである。要否判定を行った結果、収入が最低生活費を上回ることとなったため、法第 26 条第 1 項及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき、本件処分を行ったものである。

(2) 請求人の転職による稼働収入の増額及び次女の障害年金の受給開始により、請求人の世帯収入が増加したため、生活保護の要否について判定を行ったところ、最低生活費が 294,479 円となり、必要経費等を除いた収入が 323,416 円となり、収入が最低生活費を上回ったことから、法第 26 条の規定により、請求人に対し、本件処分を行った。

(3) 請求人は、平成 29 年 8 月から現在の就労先に勤務しているところ、処分庁に対して提出した就労届には、「就労時間は 9:00 から 17:00、賃金単価は時給 850 円、休日は日、祝、第 1・2 土曜日」との記載があった。また、請求人から提出された収入申告書に添付されていた給与明細には、請求人が 1 か月間に 21 日勤務したことが記載されていた。このことにより、請求人が一般的な就労を行っている者と同程度の就労を行っていると判断した。

(4) 請求人は ■ 歳であり、稼働年齢層であることに加え、就労の阻害要因となる持病・障害等はなく健康である。加えて、請求人は、平成 ■ 年 ■ 月の



保護開始から現在に至るまでの■年間、転居等の理由により職を辞したことはあるものの、それ以外は理由なく頻繁に職を変えることはなく、何らかの職に就いていた実績があり、現在の職場においても就労の継続が見込まれる。よって、請求人は、「パートタイム雇用であるので確実な生活安定が約束されたものではない」と主張しているが、パートタイム雇用の場合であっても、契約更新を繰り返し、長期的に勤務することは一般的に行われているため、パートタイム雇用であることを理由として収入が不安定であるとはいえない。

- (5) 請求人の次女の収入については、平成27年4月から現在の就労先にて勤務しており、請求人が処分庁に提出した就労届には、「勤務時間は8:30から15:15、賃金単価は765円」と記載されていた。就労届には休日は記載されていないが、請求人の次女から提出された収入申告書に添付された給与明細には、一月あたりおおよそ120時間の勤務時間数が記載されており、これを就労届に記載されている勤務時間で換算すると一月あたりおおよそ20日前後の勤務を行っているとも認められることから、請求人の次女が一般的な就労を行っている者と同程度の日数で就労を行っているとは判断できる。上記(4)と同様に考えると、請求人の次女の勤務形態がパートタイム雇用であることを理由に収入が不安定であるとはいえない。加えて、請求人の次女が受給を開始した障害年金については、次女の障害に基づく年金受給であり、今後、障害が改善されない限り支給の停止はない。
- (6) 処分庁としては、請求人世帯に対し、単に「収入が増加したから」という理由のみをもつて、保護廃止の決定を行ったわけではなく、請求人世帯の状況を総合的に検討した結果、請求人世帯における定期収入の増加は、恒常的なものであり、請求人世帯に「予期せぬ特別な理由」が生じない限り保護を要しないと判断し、保護廃止の決定を行った。

4 判断

- (1) 保護の廃止については、法第26条の規定により、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされています。
- (2) 保護の要否及び程度の決定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2(1)において、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、(以下略)」と規定されています。

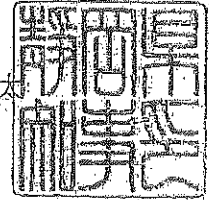


- (3) また課長通知第 10 の問 6 「保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。」との問いに対する答として、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第 10 の 2 の(1)に定める別表 2 に定める額）との対比によって判定するものであること。」と規定されています。
- (4) さらに、課長通知第 10 の問 12 「法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」との問いに対し、保護を廃止すべき場合の答の(1)として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と規定されています。
- (5) そして、課長通知第 10 の問 7 「局長通知第 10 の 2 の(1)のただし書にいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。」との問いに対する答として「「常用勤労者」とは期間を定めず、又は 1 箇月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。したがって、就労日に対応して賃金を支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。(以下略)。」と規定されています。
- (6) 請求人は、パートタイム雇用であるため、確実な生活安定が約束されたものではなく、1 か月分の給与額をもっての保護廃止の判断は早急であると主張していることから、この点について検討します。
- (7) 処分庁は、上記 3 の(4)及び(5)により、請求人世帯の 1 か月の収入をもって、恒常的なものであると判断し、法第 26 条及び課長通知に基づき本件処分を行っています。
- (8) しかし、上記(5)のとおり、就労日に対応して賃金を支払われている者は、常用勤労者に該当しないとされています。
- (9) 処分庁は、請求人及び請求人の次女の勤労収入は、勤務届の条件及び給与明細書から恒常的な収入が得られていると判断していますが、請求人及び請求人の次女は、パートタイム雇用であり、上記(5)の常用勤労者には当たりません。常用勤労者でない場合の収入については、上記(2)のとおり、3 箇月間の平均収入充当額に基づいて算定すべきであるといえます。
- したがって、処分庁が本件処分を決定するにあたって適用した要否判定では不十分であり、本件処分は不適法であると判断されます。
- (10) よって、本件処分の取消しを求める請求人の請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決します。



平成30年8月27日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。